

名古屋市教育委員会告示第 9号

博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をしました。

令和 8年 3月30日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

- 1 登録年月日
令和 8年 3月25日
- 2 登録番号
第 6号
- 3 設置者の名称及び住所
名古屋市
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 4 博物館の名称及び所在地
名古屋市美術館
名古屋市中区栄二丁目17番25号

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課